農業次世代人材投資事業(経営開始型)の資金交付金額【所得に応じた変動】

○ 交付金額を5年間一律150万円としながら、前年の所得が250万円を超えた場合は交付停止とする従前の仕組みを改め、 前年の所得に応じて交付金額を変動させ、所得向上に伴って資金と所得の合計額が増加する仕組みを導入し、新規就農 者の経営発展に向けた取組を促進。

交付金額変動の仕組みの概要

- 1 前年の所得が100万円未満
 - → 交付金額は150万円/年
- 2 前年の所得が100万円以上350万円未満
 - → <u>交付金額は**変動**</u>

交付金額 = (350万円-前年の所得)×3/5 例:前年の所得が150万円の場合、翌年の交付金額は (350-150)×3/5= 120万円

- ※ 平成27年度(平成26年度補正予算を含む)の新規交付対象者から適用
- ※ <u>平成26年度(平成26年度補正予算を除く)</u> <u>以前の交付対象者であっても、希望する場合は、</u> 支援金額が変動する仕組みに移行できる。
- ※ 経営開始1年目は150万円/年

